

注 意 事 項

- 1 省エネナビの使用に当たっては、次に掲げる使用条件を満たしている必要があります。
 - (1) ブレーカーの付近にコンセント（延長可）があること。
 - (2) ブレーカーから20m以内の場所に受信機（幅19cm×奥行4.2cm×高さ10cm）を設置できること。
 - (3) 電気使用量が75Aを超えないこと。なお、ブレーカーの構造によっては、省エネナビを設置することができない場合があります。
- 2 省エネナビの設置に当たっては、同梱の設置手引書等に従い、正確に行ってください。
- 3 省エネナビは、申請者の責任において管理し、及び使用するものとし、省エネナビの使用による家電製品等の故障、損害等について、市は一切の責任を負わないものとします。
- 4 同梱の設置手引書等をよく確認の上、省エネナビを損傷させ、又は紛失しないよう十分注意して使用してください。
また、損傷させ、又は紛失したときは、申請者の責任において弁償してください。
- 5 省エネナビを営利目的に使用しないでください。
- 6 省エネナビを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等はしないでください。
- 7 省エネナビは、貸出希望期間最終日の午後4時30分までに返却してください。
また、返却時には、「新座市省エネナビ利用実績報告書」及び「新座市省エネナビ使用后アンケート」を提出してください。